

令和5年1月17日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和4年3月24日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名	規格	単位	数量
沈降分離槽系補修役務	仕様書のとおり	ST	1

(2) 履行期限

令和5年3月31日

(3) 履行場所

陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時

令和5年2月6日（月）10時00分

(2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨(コロナウイルス感染防止のため。)

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年2月3日(金) 17時00分(必着)

(ウ) 送付要領

a 入札書は、「沈降分離槽系補修役務 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達が証明できる郵便又はメール便にて送付する。

(エ) 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

- (3) 再度入札
- ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
令和5年2月9日(木) 13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
令和5年2月8日(水) 17時00分(必着)
 - b その他の要領
初度の入札と同様とする。
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
- ア 入札及び契約等に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:石川)
電話 0123-36-8611(内線5340)
FAX 0123-36-8719(直通)
 - イ 仕様書に関する事項
〒061-1393 恵庭市西島松308
陸上自衛隊北海道補給処整備部武器課(担当:中田)
電話 0123-36-8611(内線5649)
- (7) 公告掲示場所
- ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間
令和5年1月17日～令和5年2月6日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	仕 様 書 番 号		
沈降分離槽系補修役務	NW-Z210026		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和4年12月22日	
	変 更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	北海道補給処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する沈降分離槽系補修役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z500002Gの1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002G 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務対象品の設置場所

役務対象品の設置場所は、北海道恵庭市西島松308番地 陸上自衛隊島松駐屯地 北海道補給処整備部

2.2 沈降分離槽系補修役務実施場所

外注役務実施場所は、付図-Aによる。

2.2.1 沈降分離槽系補修役務実施要領

沈降分離槽系補修役務は、現地で当該品の確認を行い、契約の相手方の責任において完全に実施するものとし、実施要領は 附属書Aによる。

2.3 沈降分離槽系補修役務の要領

2.3.1 沈降分離槽

沈降分離槽は、表1のとおりとし、官給する。

表1-沈降分離槽

No.	品 名	単位	数量
1	沈降分離槽	セット	1

2.4 使用材料

沈降分離槽系補修役務に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

2.5 外観

沈降分離槽系補修役務後の外観は、使用上有害なきず、割れ、その他欠陥がなく、各部の機能が良好なものとする。

3 品質保証

3.1 検査など

役務後の試験などは、官側立会のうえ、提出書類を確認し外観・機能検査後に引き渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

3.3 品質保証期間

沈降分離槽系補修役務に伴う品質保証期間は、検査合格の日から、1年間とする。

4 その他の指示

4.1 提出書類など

提出書類などは、表2によるものとし、これ以上の書類を必要とする場合及び細部については契約担当官等の指示による。

表2-提出書類

No.	提出書類	部数	提出時期	備考
1	承認用書類	1	契約後速やかに	様式随意
2	役務工程表	1	契約後速やかに	様式随意
3	作業記録（役務完了調書）	1	各日の作業終了後	様式は、付図-Bによる。
4	役務部品検査簿	1	契約後速やかに	様式随意
5	役務打合簿	1	その都度	様式随意
6	整備状況写真 （実施前、実施中、完成時） カラーサービス版 （アルバム綴）	1	役務完了後速やかに	撮影場所は監督官の指示による。

4.2 駐屯地への立入り要領など

駐屯地への立入り要領は次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。

なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、契約担当官等に申し出るものとする。

- c) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は契約担当官等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

4.3 電気など

電気及び水の使用に関しては有料とする。

4.4 秘密保全など

秘密保全などは、次による。

- a) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

4.5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

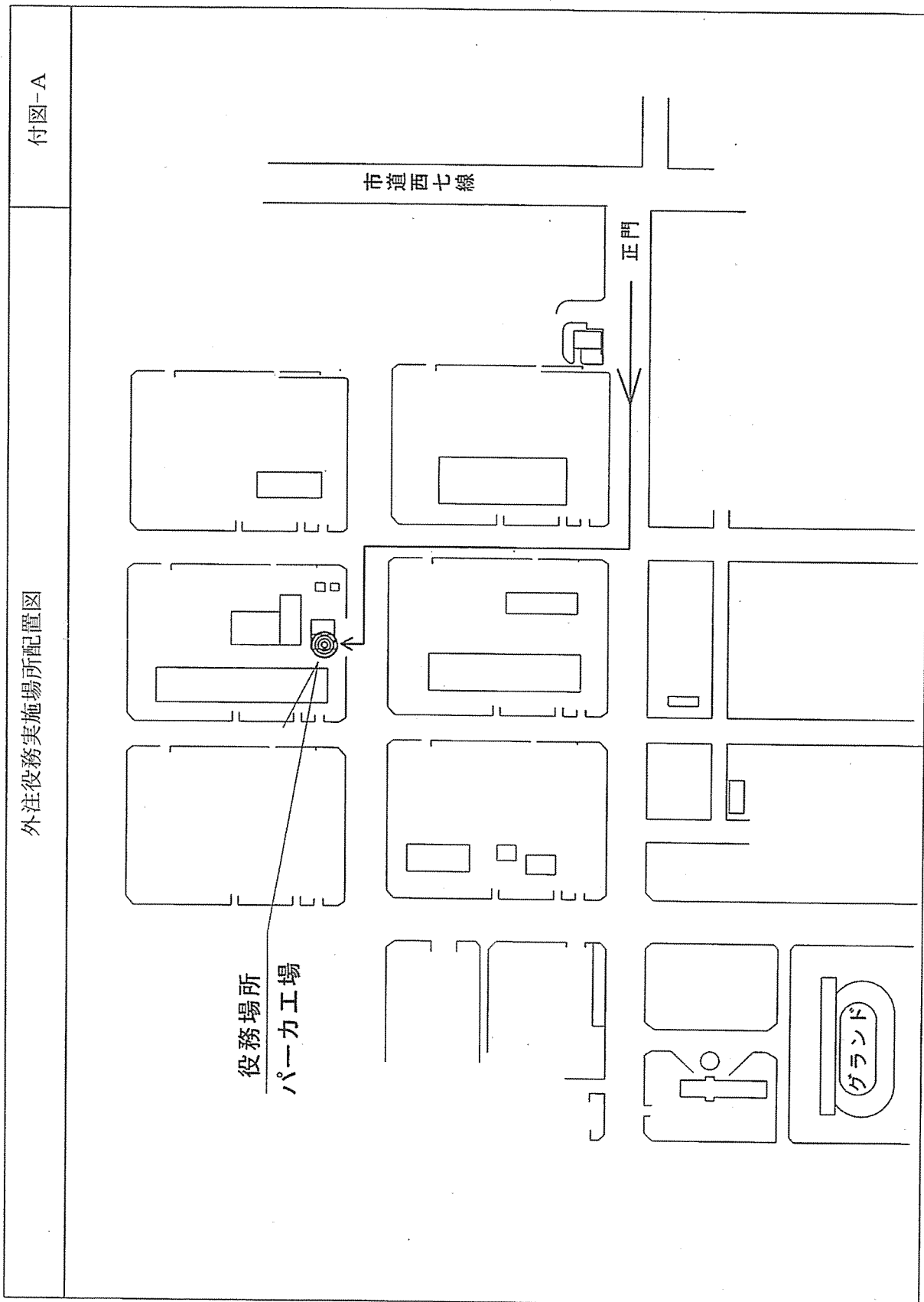
4.6 仕様書に関する疑義

仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

4.7 その他

その他は、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は、官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を役務期間内に完了しなければならない。



付図-A

外注役務実施場所配置図

外注役務実施場所配置図 付図-A

作業記録（役務完了調書）			
実施年月日		検査官	監督官
契約業者名			
実施場所			
作業内容			
作業細部	実施時間	実施者名	必要事項又は所見

附属書A
(規定)
沈降分離槽系補修役務要領

A.1 適用範囲

この附属書は、本体の2.2.1に基づき、整備要領について規定する。

A.2 沈降分離槽系補修役務要領

役務は、別紙、腐食箇所細部指示図、付図-1から付図-4による。

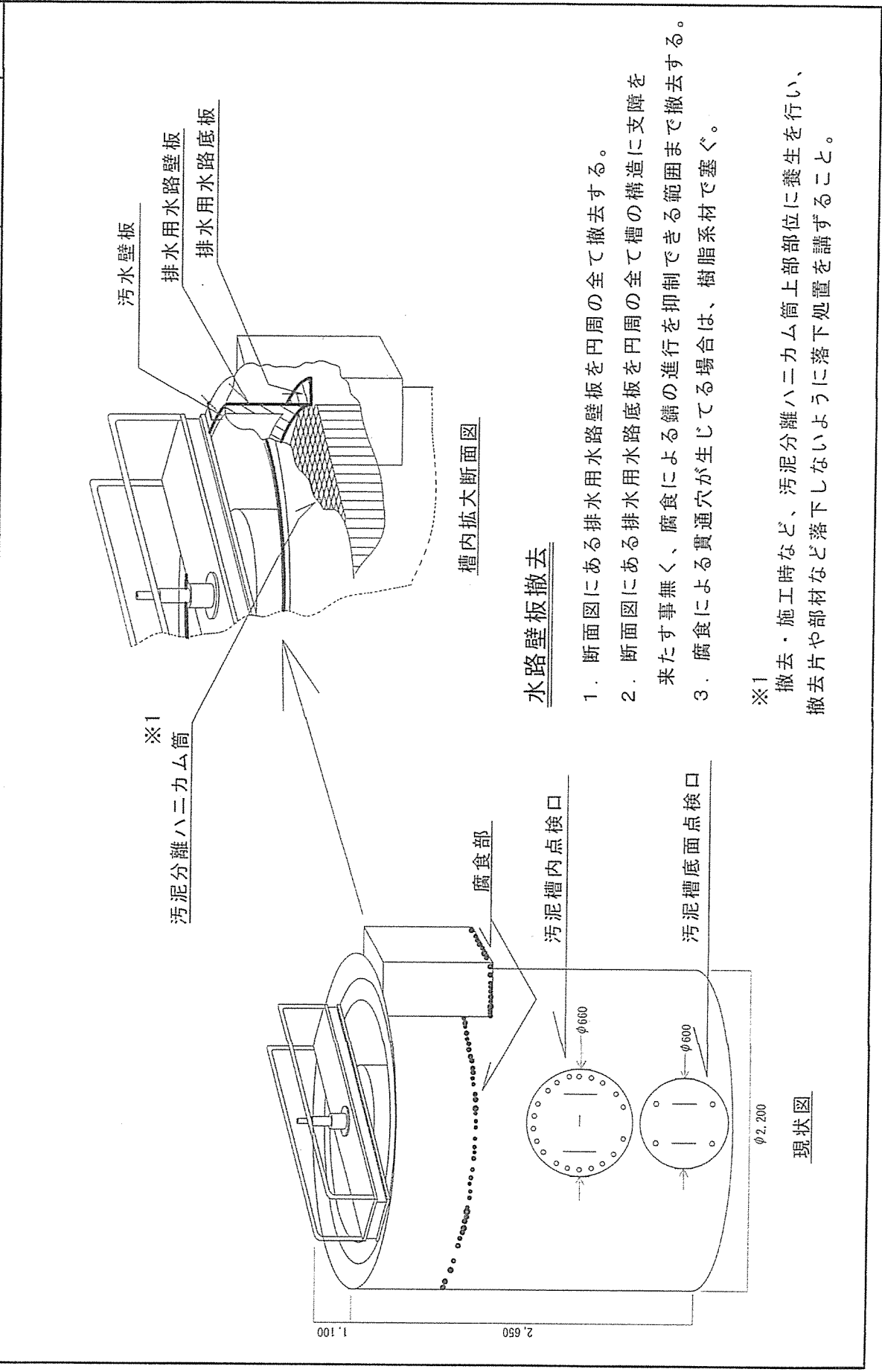
A.3 沈降分離槽系補修役務に伴う補修資材・工法要領についての処置要領

沈降分離槽系補修役務に伴う補修資材・補修工法については、担当官に承認を得ること。

A.4 沈降分離槽系補修役務に伴う発生材の処置要領

沈降分離槽系補修役務に伴う発生材は、契約の相手方の責任に於いて処置を行うこと。

島松駐屯地	図面	腐食箇所細部指示図A	作成年月日 R4.12.22	技管 中田 雄介	作図者 中田 雄介	付図-1
-------	----	------------	-------------------	-------------	--------------	------

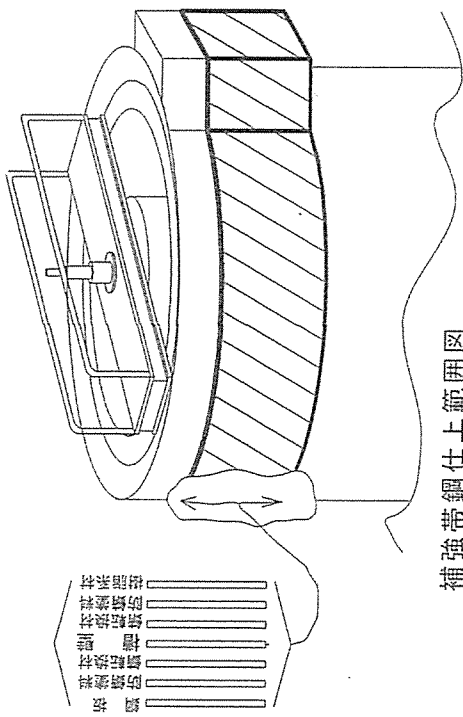


水路壁板撤去

1. 断面図にある排水用管路壁板を円周の全て撤去する。
2. 断面図にある排水用管路底板を円周の全て槽の構造に支障を来たす事無く、腐食による錆の進行を抑制できる範囲まで撤去する。
3. 腐食による貫通穴が生じてる場合は、樹脂系材で塞ぐ。

※1

撤去・施工時など、汚泥分離ハニカム筒上部部位に養生を行い、撤去片や部材など落下しないように落下処置を講ずること。

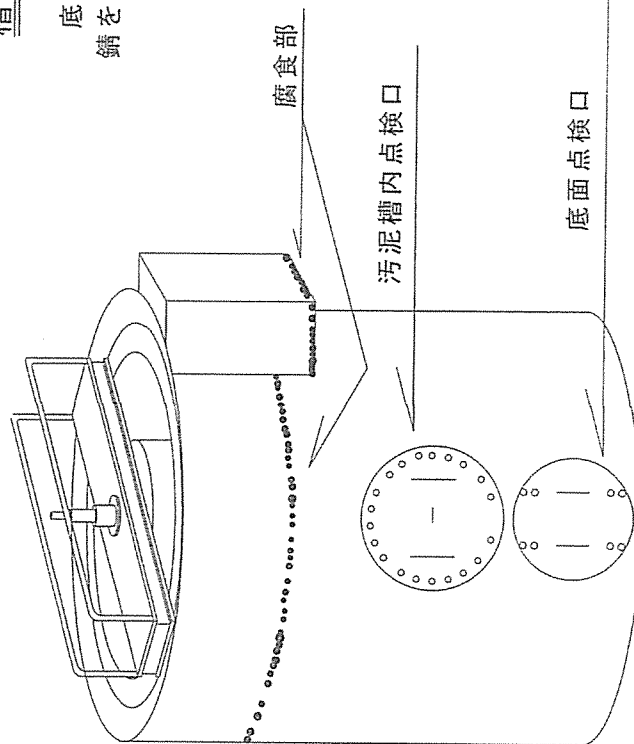


補強帯鋼仕上

1. 槽壁外側外周に錆転換材を塗布した後、防錆塗料を塗布し、防錆処理された鋼板を使用し、槽壁外周域帯状に溶接する。
2. 槽壁内周に錆転換材を塗布した後、防錆塗料を塗布し、防水樹脂系材を槽壁内周に塗る。

(鋼板 ← 防錆塗料 → 錆転換材 ← 槽壁 → 防錆塗料 → 防錆塗料 → 樹脂系材)

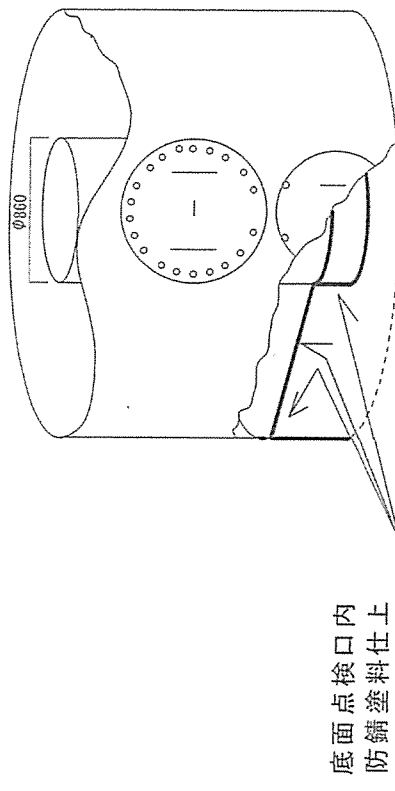
補強帯鋼仕上範囲図



現状図

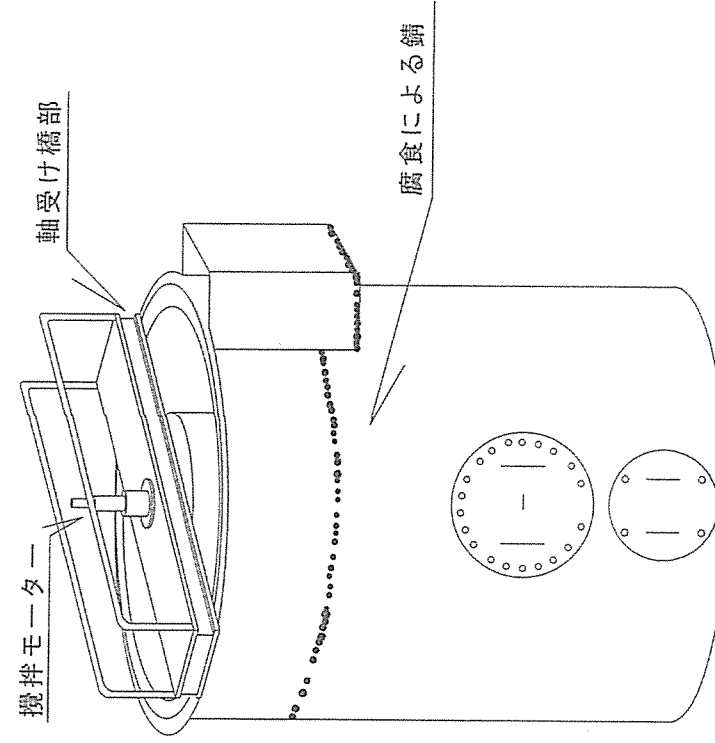
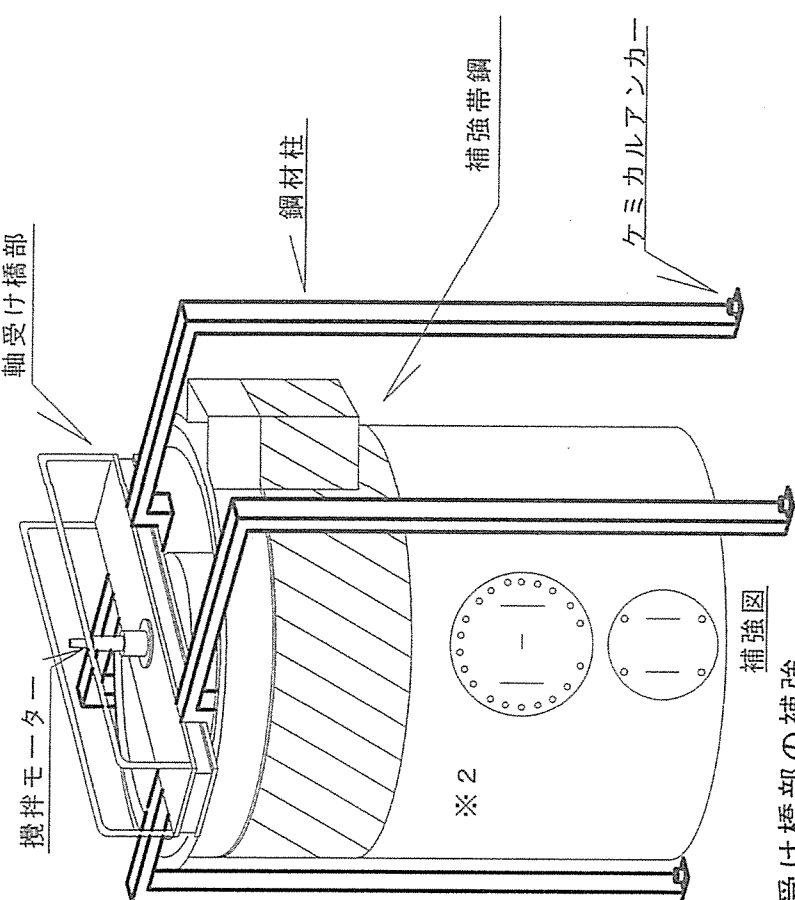
槽底面点検口内防錆塗料仕上

底面外周点検口の蓋を開き、内部全域の腐食による錆を除去し、錆転換材を塗布後、防錆塗料を底面外周に塗布すること。



底面点検口内
防錆塗料仕上

底面点検口内防錆塗料仕上範囲図

島松駐屯地	図面	腐食箇所細部指示図 C	作成年月日 R4.12.22	技官 中田 雄介	付図-3
<u>現 状</u>					
 <p>攪拌モーター 軸受け橋部 腐食による錆</p>	<u>補修後</u>			 <p>軸受け橋部 鋼材柱 補強帯鋼 ケミカルアンカー</p>	
<u>現 状</u>	槽の円周に同一線状で、腐食による錆が発生し、上部軸受け橋部が槽の外郭に取付けて有るため、不安定な状態に進行している。	<u>現 状 図</u>	槽の円周に同一線状で、腐食による錆が発生し、上部軸受け橋部が槽の外郭に取付けて有るため、不安定な状態に進行している。	<u>補 強 図</u>	軸受け橋部を支える為に、4本の鋼材柱を立ち上げ、コンクリート土間にケミカルアンカーで固定し、槽の外周腐食による強度低下を強固に支えられる構造にする。
<u>補 強</u>	鋼材柱全面に防錆塗料を塗布し、防錆処置を行う。	※2	最終仕上に、槽の原色（緑色系塗料）を使用し外周全域を再塗装する。	※2	最終仕上に、槽の原色（緑色系塗料）を使用し外周全域を再塗装する。

島松駐屯地	図面	腐食箇所細部指示図D	作成年月日 R4.12.22	技官 中田 雄介	付図-4
-------	----	------------	-------------------	-------------	------

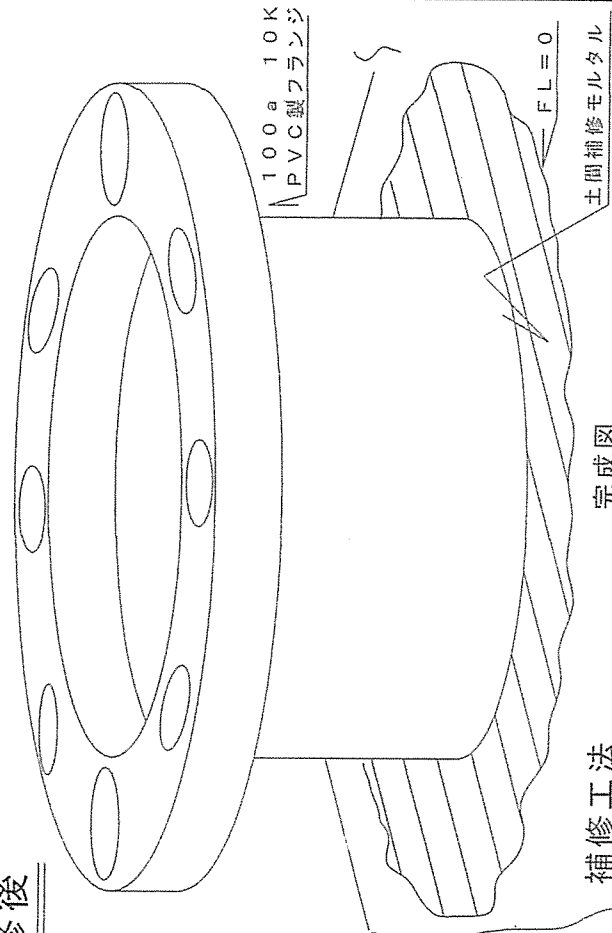
現 状

土間コンクリートから立ち上る
槽用排水フランジが腐食し破断している
状況である。



現状図

補修後



補修工法

1. 腐食した縦管周囲のコンクリートを研り、腐食した縦管を撤去する。
2. 既存、埋設排水用配管に、契約した相手方が準備したPVC製フランジを、接合部にドレンタイトで防水処置を施し、立ち下がらる機器側排水用PVCフランジと結合出来るレベルに合わせ接合する。
3. PVCフランジ接合部周囲を既設土間コンクリートに合わせ同一レベルでモルタルを使用し穴埋めを行う。
4. 機器側排水用PVCフランジを、契約した相手方が施工したPVC製フランジへ、契約した相手方が準備するガスケットを両フランジ間の面に挟み込み、8結ボルトを用い結合させる。
5. 機器より排水を行い、各施工部分から漏水が無いことを確認をする。